

まん延防止等重点措置区域外の 飲食店の皆様へ

埼玉県感染防止対策協力金のご案内 (第12期：6月21日～7月11日要請分)

埼玉県による営業時間短縮等の要請にご協力いただいた**飲食店（カラオケ店、バー等を含む）**を運営する事業者の皆様に対し、感染防止対策協力金を支給します。

申請期間

要請期間終了後の7月12日以降、速やかに受付開始予定

支給額

1店舗当たり 52.5万円～157.5万円（中小企業、全期間協力の場合）
前年又は前々年の1日当たりの売上高によって変動します。

主な支給要件

- 原則として、令和3年6月21日から令和3年7月11日までの全ての期間^{*1}において、要請に応じ、**午後9時から翌日午前5時までの間の営業を行わない（休業含む）**こと。
※ **通常時は午後9時以降まで営業**をしていたこと。
- 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）による認証を受けている又は申請中の店舗で酒類を提供する飲食店は、酒類の提供を4人以下もしくは同居家族（介助者を含む。）に限り、午前11時から午後8時までとしていること。**
- 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
- 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証を受けていること。**^{*2}
- 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。^{*3}
- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

*1 準備等のため協力開始が6月21日に間に合わない場合でも、協力開始日から7月11日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給します。

*2 詳しくは県ホームページ（URL:<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen-insyokutenplus.html>）をご覧ください。休業している店舗は、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証は不要です。

*3 埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード発行などに時間を要する場合は取得後速やかに掲示をお願いします。

よくあるお問い合わせ

- Q1 感染防止対策である、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証は必要ですか。
- A1 休業中の店舗を除き、第12期より、まん延防止等重点措置の区域外でも飲食店+（プラス）の認証の取得が必要となります。
- Q2 支給額の算出方法は。
- A2 前年又は前々年の1日当たりの売上高^{*}を基に算出します
- | 1日当たり売上高 | 1日当たり支給額 |
|----------|-------------|
| ～8.3万円 | 2.5万円 |
| 8.3～25万円 | 2.5万円～7.5万円 |
| 25万円～ | 7.5万円 |
- ^{*}8.3万円～25万円の場合は、売上高×0.3（千円未満切上げ、千円単位）
^{*}売上高減少額方式（大企業等）の場合は、売上高の減少額×0.4（最大20万円、下限なし、千円未満切上げ、千円単位）
- Q3 全ての期間において、営業時間短縮を行わないと協力金は受け取れないのですか。
- A3 途中で営業時間短縮を止めた場合には協力金は支給されません。ただし準備等のため協力開始が6月21日に間に合わない場合でも、協力開始日から7月11日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給します。
- Q4 まん延防止等重点措置区域内と区域外の両方に店舗を有している場合の申請方法は。
- A4 区域内と区域外では支給額等が異なるため、別々に申請する必要があります。（区域外の店舗だけをまとめて申請することは可能です）
- Q5 従来から午後9時までの営業としている場合でも対象となりますか。
- A5 対象となりません。**通常時は午後9時以降まで営業をしていた店舗**が、要請に応じて、午前5時から午後9時までの間に営業時間を短縮していることが必要です。
- Q6 第11期からの変更点を教えてください。
- A6 変更点は以下のとおりです。詳しくは県ホームページをご覧ください。
- ①措置区域外においても彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）による認証の取得が協力金の支給要件となります。
 - ②認証を受けていること（又は認証の申請をすること）により4人以下、又は同居家族（介助者を含む。）のグループには、午前11時から午後8時までの間に限り酒類の提供が可能となります。
 - ③長時間（90分超）の会食を避け、4人以下又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限るよう要請することが協力金の支給要件となります。

申請方法

電子申請 * 郵送でも申請できます。

- 支給要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>

【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話：0570-000-678（平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00）

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）認証の現地確認

予約方法 ★ 現地確認希望日の3日前24時までに予約をお願いします。

電子申請：<https://shinsei-saitama-pref.resv.jp/reserve/calendar.php?x=1624032493>

※既に認証を受けられた店舗は、再度の認証は不要です。

※右に掲載のQRコードも御利用ください。

※電子申請ができない場合は、電話（0570-550-811）による予約も可能ですが、電子申請がよりスムーズです。

